第4編 介護保険

• 後期高齢者医療

第1章	介護保険・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	156
第2章	後期高齢者医療																		177

凡例

1 各事業名横の() 書きは、事業開始年月、負担割合、7年度予算額、主管課を記載

第1章 介護保険

1 介護保険事業計画

「鹿児島市介護保険事業計画」は、本市の介護保険事業を円滑に実施するため本市の高齢者等の現状やニーズを踏まえ、要介護者等の人数や介護保険の給付対象となるサービスの種類、見込量や介護保険の事業費の見込みなどを内容とするものであり、「高齢者保健福祉計画」と共通する事項が多く、また連携して事業を行い、調和を保つ必要があることから「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」として一体的に策定することとなっている。

なお、本計画は3年ごとに見直しを行うこととなっており、令和6年2月に6年度から8年度までを計画期間とする第9期計画を策定した。

2 介護保険制度概要(制度開始 平成12年4月)

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(1) 被保険者

- ① 第1号被保険者・・・65歳以上の者
- ② 第2号被保険者・・・40歳以上65歳未満で医療保険に加入している者

(2) サービスの受給

要介護・要支援の認定を受け、その認定の状態区分により1ヵ月に利用できる限度額の範囲の中でサービスを受給する。

(3) 保険給付の内容

① 居宅(介護予防)サービス等

訪問介護、(介護予防) 訪問入浴介護、(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、 (介護予防) 居宅療養管理指導、通所介護、(介護予防) 通所リハビリテーション、(介護予防) 短期入所 生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護、(介護予防) 福祉用具 貸与、(介護予防) 福祉用具購入費の支給、(介護予防) 住宅改修費の支給、介護予防支援、居宅介護支援

② 施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

③ 地域密着型(介護予防)サービス

定期巡回·随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対 応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着 型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

④ サービス費の支給

高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費、特定入所者介護(予防)サービス 費

(4) 保険料

- ① 第1号被保険者の保険料は、保険者である市が決定し、徴収する。
- ② 第2号被保険者の保険料相当額は、医療保険の保険者が保険料(税)と一体のものとして決定し、徴収する。

(5) 自己負担

原則として、利用したサービスに係る費用の1割~3割を利用者が負担する。施設サービスを利用した場合は、他に食費及び居住費についても利用者が負担する。

3 要介護・要支援の認定

《目的》

被保険者が保険給付を受けるために、介護を必要とする程度を認定する。

《概要》

①被保険者の申請をうけて、②被保険者の心身の状況を訪問して調査するとともに、主治医から意見書を徴し、 ③調査結果及び主治医意見書に基づき介護認定審査会で審査・判定を行い、④審査・判定結果に基づき市が認定 を行う。

《介護認定審査会審査判定状況》

(単位:件)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
申請件数	28, 783	29, 655	28, 776	25, 208	25, 676
審査判定	26, 837	27, 448	26, 743	24, 424	24, 322

《要介護度別認定者数》

(各年度3月31日現在) (単位:人)

年度	要支援1	要支援2	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5	合計
2	5, 733	4, 786	7, 738	4, 421	3, 923	4, 229	3, 530	34, 360
3	5, 743	4,623	7,810	4, 559	3, 951	4, 318	3, 565	34, 569
4	5, 919	4, 641	7, 928	4, 681	3, 901	4, 325	3, 541	34, 936
5	5, 983	4,836	8, 146	4, 824	4,003	4, 397	3, 437	35, 626
6	6, 341	4, 888	8, 197	4, 811	3, 926	4, 399	3, 410	35, 972

4 介護保険料の賦課・徴収

本市の介護保険サービスの財源とするため、第1号被保険者に介護保険料を賦課し、徴収する。

(1) 保険料

元分月 5九7比	サ色 老丑 バロ 10分割 の 計管 十汁	保険料 (年額)						
所得段階	対象者及び保険料の計算方法	12 年度	13 年度	14 年度	15~17 年度			
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村 民税非課税の人または生活保護受給者 (基準額× 0.5)	4,800円	14,600円	19,500円	22, 600 円			
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の人 (基準額×0.75)	7, 200 円	21,900円	29, 200 円	33, 900 円			
第3段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、 本人は市町村民税非課税の人 (基準額× 1)	9, 700 円	29, 200 円	39,000円	45, 300 円			
第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が (*)200万円未満の人 (基準額×1.25)	12, 100 円	36, 500 円	48, 700 円	56, 600 円			
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が (*)200万円以上の人 (基準額× 1.5)	14,500円	43,800円	58, 500 円	67, 900 円			

* 但し、12~14年度は合計所得金額が250万円

ラログ目 57.17Hz	4.6. 老豆 パロゆ (4.00) (2.1) (2.1) (2.1)	保険料	(年額)
所得段階	対象者及び保険料の計算方法	18~20 年度	21~23 年度
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村 民税非課税の人または生活保護受給者 (基準額× 0.5)	24, 400 円	24, 400 円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で本人の 課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の人 (基準額× 0.5)	24, 400 円	24, 400 円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で第2段階 対象者以外の人 (基準額× 0.75)	36, 600 円	36, 600 円
第4段階	世帯内には市町村民税課税の人がいるが、 本人は市町村民税非課税の人 (基準額× 1)	48, 800 円	48, 800 円
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 200万円未満の人 (基準額×1.25)	61,000円	61,000円
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が (*)200万円以上400万円未満の人 (基準額×1.5)	73, 200 円	73, 200 円
第7段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 400万円以上の人 (基準額× 1.75)		85, 400 円

^{*} 但し、18~20年度は合計所得金額が200万円以上の人

完成 50.7比	☆4分.老.エィッシイロ ぼ◇虾! 小⇒1.焙 十分+	保険料 (年額)
所得段階	対象者及び保険料の計算方法	24~26 年度
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人または生活保護受給者等 (基準額× 0.5)	29, 200 円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の人(基準額× 0.5)	29, 200 円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で第2段階対象者以外の人 (基準額× 0.75)	43,800円
第4段階	世帯内には市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税の人 (基準額× 1)	58, 400 円
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 125 万円未満の人 (基準額×1.25)	73,000 円
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人 (基準額× 1.3)	76,000円
第7段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人 (基準額× 1.58)	92, 300 円
第8段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人 (基準額× 1.85)	108, 100 円
第9段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 600 万円以上の人 (基準額× 2)	116,800円

元二/日 F几7比	サヤオエスドロ10分割 (第十分)	保険料(年額)
所得段階	対象者及び保険料の計算方法 	27~29 年度
第1段階	・本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者の人 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は本人の課税年金収入額 と合計所得金額の合計が80万円以下の人(基準額×0.45)	31, 200 円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円以下で、第1段階対象者以外の人(基準額× 0.75)	51,900円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階及び第2段階の対象者以外の人 (基準額×0.75)	51,900円
第4段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、課税年金収 入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人(基準額× 0.9)	62, 300 円
第5段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、第 4 段階対象者以外の人(基準額× 1)	69, 200 円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満の人 (基準額× 1.25)	86, 500 円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人 (基準額× 1.3)	90,000円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人 (基準額×1.58)	109, 400 円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人 (基準額× 1.85)	128, 100 円
第 10 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人 (基準額× 2)	138, 400 円
第 11 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の人 (基準額×2.1)	145, 400 円
第 12 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の人 (基準額×2.2)	152, 300 円

=== ZEI == ====	ᆚᄼᅺ	保険料 (年額)					
所得段階	対象者及び保険料の計算方法	30 年度	令和元年度	令和2年度			
第1段階	・本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者の人・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万円以下の人	33, 800 円 (基準額× 0. 45)	28, 200 円 (基準額× 0. 376)	22,600円 (基準額× 0.301)			
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金 収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る 所得を控除した額が120万円以下で、第1段階対 象者以外の人	56, 200 円 (基準額× 0.75)	46, 900 円 (基準額× 0. 625)	37,500円 (基準額× 0.5)			
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階及び 第2段階の対象者以外の人	56, 200 円 (基準額× 0. 75)	54, 400 円 (基準額× 0. 725)	52,500円 (基準額× 0.7)			
第4段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万円以下の人(基準額× 0.9)	67, 500 円	67, 500 円	67, 500 円			
第5段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は 市町村民税非課税で、第4段階対象者以外の人 (基準額× 1)	74, 900 円	74, 900 円	74, 900 円			
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満の人 (基準額×1.25)	93, 700 円	93, 700 円	93, 700 円			
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人 (基準額× 1.3)	97, 400 円	97, 400 円	97, 400 円			
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人 (基準額×1.58)	118, 400 円	118, 400 円	118, 400 円			
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人 (基準額×1.85)	138, 600 円	138, 600 円	138, 600 円			
第 10 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人 (基準額× 2)	149, 800 円	149, 800 円	149, 800 円			
第 11 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の人 (基準額× 2.1)	157, 300 円	157, 300 円	157, 300 円			
第 12 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 1,000万円以上の人 (基準額× 2.2)	164, 800 円	164, 800 円	164, 800 円			

所得段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料(年額)
別待权階	対象有及の体験体の計算力伝	令和3~5年度
第1段階	・本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者の人 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は本人 の課税年金収入額と公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得 金額の合計が80万円以下の人 (基準額×0.301)	22, 600 円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と公的年金等 に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が80万円超120万円 以下の人 (基準額×0.5)	37, 500 円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と公的年金等 に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が 120 万円を超える 人 (基準額×0.7)	52, 500 円
第4段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、課税年金収入額と公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が80万円以下の人(基準額×0.9)	67, 500 円
第5段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課 税で、第4段階対象者以外の人 (基準額× 1)	74, 900 円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満の人 (基準額×1.25)	93, 700 円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 210 万 円未満の人 (基準額× 1.3)	97, 400 円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人 (基準額× 1.5)	112, 400 円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の人 (基準額× 1.7)	127, 400 円
第 10 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人 (基準額×1.85)	138, 600 円
第 11 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人 (基準額× 2)	149, 800 円
第 12 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人 (基準額×2.1)	157, 300 円
第 13 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の人 (基準額× 2.2)	164, 800 円

所得段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料(年額)
DI 144XP自	対象有及の床膜科の可算力伝	令和6~8年度
第1段階	・本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者の人 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は本人 の課税年金収入額と公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得 金額の合計が80万円(※)以下の人 (基準額×0.285)	21, 400 円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と公的年金等 に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が80万円(※)超120万 以下の人 (基準額×0.486)	36, 500 円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と公的年金等 に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が 120 万円を超える 人 (基準額×0.685)	51, 400 円
第4段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、課税年金収入額と公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額の合計が80万円(※)以下の人(基準額×0.9)	67, 500 円
第5段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、第4段階対象者以外の人 (基準額× 1)	74, 900 円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満の人 (基準額×1.2)	89, 900 円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 210 万 円未満の人 (基準額× 1.3)	97, 400 円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人 (基準額× 1.5)	112, 400 円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万 円未満の人 (基準額× 1.7)	127, 400 円
第 10 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人 (基準額×1.9)	142, 400 円
第 11 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万 円未満の人 (基準額× 2.0)	149,800 円
第 12 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万 円未満の人 (基準額× 2.1)	157, 300 円
第 13 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 720 万円以上 800 万円未満の人 (基準額× 2.2)	164,800 円
第 14 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人 (基準額×2.3)	172, 300 円
第 15 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の人 (基準額× 2.4)	179,800 円

※令和7年度、8年度は809,000円

(2) 賦課状況

所得段階区分	令 和 4	年 度 調 定	額(円)	令和4年度	調定に係るネ (人)	波保険者数
	特別徴収	普通徴収	計	特別徴収	普通徴収	計
第1段階	664, 256, 600	133, 014, 400	797, 271, 000	31, 578	7, 653	39, 231
第2段階	706, 762, 400	23, 275, 300	730, 037, 700	19, 758	1, 117	20, 875
第3段階	855, 844, 900	28, 179, 500	884, 024, 400	17, 194	1,008	18, 202
第4段階	879, 972, 900	145, 162, 300	1, 025, 135, 200	13, 447	3, 164	16, 611
第5段階	1, 326, 680, 700	22, 984, 400	1, 349, 665, 100	18, 006	522	18, 528
第6段階	1, 917, 914, 100	195, 032, 800	2, 112, 946, 900	21, 090	3, 044	24, 134
第7段階	1, 979, 651, 300	166, 785, 700	2, 146, 437, 000	21, 097	2, 687	23, 784
第8段階	956, 350, 000	127, 702, 400	1, 084, 052, 400	8, 760	1, 738	10, 498
第9段階	348, 592, 400	49, 132, 700	397, 725, 100	2,801	566	3, 367
第 10 段階	356, 988, 200	66, 370, 100	423, 358, 300	2, 641	684	3, 325
第 11 段階	133, 551, 400	32, 096, 600	165, 648, 000	917	291	1, 208
第 12 段階	82, 254, 000	21, 558, 500	103, 812, 500	541	186	727
第 13 段階	260, 599, 900	81, 316, 900	341, 916, 800	1,630	615	2, 245
計	10, 469, 418, 800	1, 092, 611, 600	11, 562, 030, 400	159, 460	23, 275	182, 735

所得段階区分	令 和 5	年 度 調 定	額(円)	令和5年度	調定に係る社 (人)	波保険者数
	特別徴収	普通徴収	計	特別徴収	普通徴収	計
第1段階	665, 143, 300	129, 771, 400	794, 914, 700	31, 473	7, 487	38, 960
第2段階	734, 159, 600	20, 482, 000	754, 641, 600	20, 470	1,051	21, 521
第3段階	886, 647, 800	23, 245, 100	909, 892, 900	17, 756	931	18, 687
第4段階	853, 458, 800	142, 292, 300	995, 751, 100	13, 024	3, 105	16, 129
第5段階	1, 328, 658, 800	19, 920, 700	1, 348, 579, 500	18, 059	474	18, 533
第6段階	1, 973, 308, 300	189, 927, 200	2, 163, 235, 500	21,639	3, 019	24, 658
第7段階	1, 976, 813, 400	162, 661, 100	2, 139, 474, 500	20, 984	2,621	23, 605
第8段階	962, 545, 800	140, 893, 200	1, 103, 439, 000	8,818	1,935	10, 753
第9段階	354, 090, 300	61, 935, 700	416, 026, 000	2,844	712	3, 556
第 10 段階	364, 373, 400	77, 915, 600	442, 289, 000	2, 701	760	3, 461
第 11 段階	134, 381, 700	35, 321, 900	169, 703, 600	917	324	1, 241
第 12 段階	77, 243, 600	23, 566, 300	100, 809, 900	506	203	709
第 13 段階	260, 973, 300	86, 806, 400	347, 779, 700	1,625	658	2, 283
計	10, 571, 798, 100	1, 114, 738, 900	11, 686, 537, 000	160, 816	23, 280	184, 096

所得段階区分	令 和 6	年 度 調 定	額(円)	令和6年度調定に係る被保険者数 (人)			
	特別徴収	普通徴収	計	特別徴収	普通徴収	計	
第1段階	607, 527, 400	119, 741, 200	727, 268, 600	30, 452	7, 277	37, 729	
第2段階	733, 099, 300	19, 820, 300	752, 919, 600	21, 047	1, 047	22, 094	
第3段階	873, 774, 300	19, 497, 000	893, 271, 300	17, 933	871	18, 804	
第4段階	801, 447, 300	140, 335, 600	941, 782, 900	12, 276	3, 026	15, 302	
第5段階	1, 375, 590, 600	15, 935, 500	1, 391, 526, 100	18,660	405	19, 065	
第6段階	1, 732, 409, 100	159, 880, 000	1, 892, 289, 100	19, 826	2, 610	22, 436	
第7段階	2, 091, 752, 900	170, 402, 100	2, 262, 155, 000	22, 202	2, 611	24, 813	
第8段階	1, 145, 705, 900	161, 101, 000	1, 306, 806, 900	10, 498	2, 155	12,653	
第9段階	471, 047, 500	85, 499, 100	556, 546, 600	3, 790	957	4, 747	
第 10 段階	256, 984, 700	52, 578, 400	309, 563, 100	1,857	527	2, 384	
第 11 段階	121, 003, 400	34, 634, 100	155, 637, 500	832	305	1, 137	
第 12 段階	81, 438, 000	25, 052, 900	106, 490, 900	533	207	740	
第 13 段階	49, 623, 000	14, 997, 700	64, 620, 700	317	126	443	
第 14 段階	89, 627, 000	28, 237, 400	117, 864, 400	534	201	735	
第 15 段階	290, 572, 000	108, 201, 300	398, 773, 300	1, 658	724	2, 382	
計	10, 721, 602, 400	1, 155, 913, 600	11, 877, 516, 000	162, 415	23, 049	185, 464	

[※]令和4年度「かごしま市の保健と福祉」から、調定に係る被保険者数に変更している。

(3) 徴収時期等

- ① 特別徴収 年金支給月 (偶数月で年6回) に年金保険者が徴収し、翌月10日までに納入する。
- ② 普通徴収 6月から翌年3月までの10期に分けて納付書又は口座振替等で納付する。

(4) 介護保険指導員

介護保険料の納付指導や収納等を行う介護保険指導員を配置

(5) 収納状況

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	特別徴収	10, 182, 775, 300	10, 337, 640, 800	10, 469, 418, 800	10, 571, 798, 100	10, 721, 602, 400
収納額 (円)	普通徴収	944, 424, 500	960, 568, 500	992, 109, 950	1, 034, 369, 800	1, 088, 589, 077
(11)	合 計	11, 127, 199, 800	11, 298, 209, 300	11, 461, 528, 750	11, 606, 167, 900	11, 810, 191, 477
1 . (1 - 1-	特別徴収	100.0	100.0	100. 0	100. 0	100.0
収納率 (%)	普通徴収	88.9	89.8	90.8	92. 7	94. 1
(70)	合 計	98. 9	99. 0	99. 1	99. 3	99. 4

5 保険給付

要介護認定・要支援認定を受けた被保険者が利用した必要な介護(予防)サービスに対し保険給付を行う。

(1) 在宅サービス

	ЖIТ	o Fr Ifr	o /= rhs	4 Fr th		c Fr
サービス区分	単位	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
訪問介護	目	630, 684	661, 692	680, 699	678, 808	669, 448
訪問入浴介護	日	10, 919	11, 325	10, 142	9, 973	9, 179
訪問看護	日	174, 196	184, 953	199, 279	220, 004	227, 518
訪問リハビリテーション	目	123, 448	133, 394	133, 032	141, 335	141, 970
通所介護	目	648, 962	639, 783	625, 091	646, 238	654, 265
通所リハビリテーション	目	500, 621	499, 894	484, 463	500, 488	487, 031
短期入所生活介護	日	111, 059	110, 269	102, 105	102, 084	97, 836
短期入所療養介護	日	11,772	11, 086	9, 112	11, 145	11, 031
特定施設入居者生活介護	件	6, 192	6, 246	6, 263	6, 078	6, 477
居宅療養管理指導	日	198, 872	218, 241	239, 399	264, 154	284, 647
福祉用具貸与	件	136, 980	144, 196	150, 444	155, 600	158, 853
福祉用具購入費の支給	件	3, 567	3, 624	3, 577	3, 290	3, 802
住宅改修費の支給	件	2,854	2,970	2, 738	2,779	2, 348
居宅介護支援	件	197, 693	203, 700	207, 922	213, 651	216, 002
認知症対応型通所介護	日	36, 110	34, 876	35, 421	33, 897	34, 135
認知症対応型共同生活介護	件	23, 884	24, 061	23, 786	24, 155	24, 240
小規模多機能型居宅介護	件	7, 181	7, 047	6, 534	5, 882	5, 737
地域密着型特定施設入居者 生活介護	件	987	979	961	965	977
地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護	件	1,805	1,772	1, 677	1, 693	1, 732
夜間対応型訪問介護	件	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護 (短期利用)	件	8	7	18	4	5
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	件	5, 569	5, 774	6, 695	8,074	8, 696
看護小規模多機能型居宅介 護	件	1, 996	2, 191	2, 570	2, 495	2, 840
地域密着型通所介護	日	448, 863	449, 962	465, 575	473, 663	467, 504

(2) 施設サービス (単位:件、人)

サービス区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
介護老人福祉施設	28, 866	29, 091	29, 152	29, 333	30, 260
(1月平均入所者概数)	(2, 406)	(2, 424)	(2, 429)	(2, 444)	(2, 522)
介護老人保健施設	15, 705	14, 292	14, 412	14, 592	14, 576
(1月平均入所者概数)	(1, 309)	(1, 244)	(1, 201)	(1, 216)	(1, 215)
介護療養型医療施設	774	353	11	4	0 (0)
(1月平均入院者概数)	(65)	(29)	(1)	(0)	
介護医療院	2, 350	2, 449	2, 548	2, 599	2, 662
(1月平均入院者概数)	(196)	(204)	(212)	(217)	(222)

(3) 高額介護 (予防) サービス費

自己負担が高額の人に対し、市町村民税の賦課の状況等によって定まる一定額を超える額を償還する。

区 分		分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件	数	(件)	114, 863	117, 543	116, 859	118, 167	120, 765
給	付 額	(円)	1, 390, 585, 530	1, 402, 367, 758	1, 376, 200, 036	1, 434, 583, 160	1, 512, 822, 725

(4) 高額医療合算介護 (予防) サービス費

1年間の介護保険と医療保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合に、市町村民税の賦課の状況等によって定まる一定額を超える額を償還する。

区 分		分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件	数	(件)	6, 670	6, 774	7, 184	6, 985	7, 107
給作	寸 額	(円)	213, 695, 415	218, 508, 762	226, 046, 656	223, 481, 053	239, 375, 562

6 地域支援事業

(1) 介護予防·日常生活支援総合事業 (国 25%、県 12.5%、市 12.5%、支払基金 27%、介護保険料 23%、

介護保険特別会計:1,522,970千円、一般会計:40,711千円)

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等を対象に多様なニーズに対応したサービスを提供し、高齢者の自立支援と介護予防を推進する。

サービス区分	単位	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
訪問型サービス	件	29, 734	29, 169	29, 305	28, 854	29, 614
初间型リービス	円	469, 225, 023	458, 799, 850	444, 857, 343	446, 302, 692	443, 118, 333
通所型サービス	件	66, 117	64, 161	63, 587	66, 199	68, 394
通用型リービス	円	899, 139, 655	863, 059, 908	833, 289, 724	867, 889, 049	917, 495, 998
介護予防ケアマネジメント	件	36, 430	33, 902	32, 492	32, 132	31, 992
月 護 1977 アマインメント	円	160, 063, 560	151, 694, 733	145, 868, 955	143, 982, 525	144, 636, 229
高額介護サービス費相当	件	963	2, 001	1, 364	1, 235	1, 481
同似川暖り「ころ質相目	円	5, 246, 363	8, 134, 889	6, 175, 819	6, 260, 914	6, 747, 766

ア 短期集中運動型サービス検討事業(長寿あんしん課)

《事業内容》

要支援者等の自立支援や重度化防止のためのリハビリテーション提供体制の充実や社会参加の促進を図るため、社会参加の支援を強化した短期集中運動型サービスのモデル事業を実施する。

② 一般介護予防事業

ア シニア世代のヘルスプロモーション事業 (平成29年度、保健予防課)

《事業内容》

- ・高齢者に対して、介護予防、生活習慣病予防の啓発等、健康に関する正しい知識の普及を図るため、 集団教育、健康相談を実施する。
 - ・介護予防のうねりを起こす会の開催
 - ・地域の介護予防活動発表会の開催
- ※令和3年度から「地域で介護予防を展開するための連携推進事業」の一部を移行
- ※令和3年度から「すこやか長寿健康支援事業」へ一部を移行
- ※令和6年度から「すこやか長寿健康支援事業」より一部を移行

《実施状況》 (単位:回、人)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
健康教育	実 施 回 数	882	126	118	103	337
度 尿 教 月 	参加延人数	14, 130	2,854	2, 335	2, 520	5, 315
健康相談	実 施 回 数	190	185	172	172	60
度 尿 怕	参加延人数	1, 745	1,602	1,604	1, 453	941
介護予防のうねりを	実 施 回 数	2	2	2	2	2
起こす会	参加延人数	68	64	65	61	61
地域の介護予防	実 施 回 数	中止	中止	1	1	1
活 動 発 表 会	参加延人数	_	_	112	192	189

※令和6年度から健康相談の開催回数を変更

各保健センター:月2回から月1回へ

・各保健福祉課 :月1回開催から随時受付(栄養・歯科に関する相談は予約制)へ

イ 高齢者のしおり作成事業(長寿支援課)

《事業内容》

介護予防についての知識、保健福祉サービスに関する施策及び介護予防のポイントなどを掲載した冊子 を作成する。

ウ お達者クラブ運営支援事業 (平成12年度、保健予防課)

《事業内容》

地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防などの介護予防活動を行う。

《実施状況》 (単位:箇所、回、人)

年 度		2年度 3年度		4年度	5年度	6年度			
実	施	筃	所	数	216	205	195	186	175
回				数	4, 042	3, 807	4, 631	4, 464	4, 201
参	加	者	人	数	4,874	4, 735	4, 257	4, 008	3, 732
参	加	者	人	数	63, 367	59, 638	67, 086	68, 573	64, 220

エ 健康づくり推進員支援事業 (平成12年度、保健予防課)

《事業内容》

お達者クラブの運営等を行うボランティアである健康づくり推進員の養成及び健康づくり推進員協議会の支援を行う。

《実施状況》

健康づくり推進員活動

(単位:人、回)

	年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
拊	進 員 数	450	413	395	392	360
	お達者クラブでの活動回数	7, 255	6, 479	8, 207	8, 292	7, 546
お達者クラブ に関する活動	事前準備等の活動回数	15, 995	14, 494	17, 993	16, 636	16, 597
	参加呼びかけ(延回数)	23, 038	21, 383	13, 882	11, 695	11, 540

健康づくり推進員研修会・連絡会

(単位:回、人)

	年	度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
回			数	76	77	73	76	85
参	加	者	数	1, 355	1, 169	1, 264	1, 324	1, 340

健康づくり推進員養成講座

(単位:回、人)

	年	度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
口			数	4	4	4	4	4
修	了	人	数	32	38	25	37	33

才 高齢者料理教室支援事業 (平成20年度、保健予防課)

《事業内容》

高齢者が低栄養状態に陥ることの予防を図るため、食生活改善推進員が実施する高齢者を対象とする料理教室を支援する。

《実施状況》

料理教室等開催状況

(単位:回、人)

	年	度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
口			数	143	143	220	271	246
参	加	者	数	1,056	1, 298	2, 133	2, 906	2, 941

※令和4年度から講話を含む

カ 心をつなぐともしびグループ活動推進事業(長寿支援課)【再掲:第3章 高齢者の福祉】 《事業内容》

地域において、声かけ等を行っているともしびグループの活動を支援する。

キ 高齢者いきいきポイント推進事業 (平成25年度、長寿あんしん課)

《事業内容》

市社会福祉協議会で募集・管理する、高齢者のボランティア活動等や健康診査の受診に対して、換金等が可能なポイントを付与する。

《実施状況》 (単位:人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
いきいき高齢者登録者数	1, 354	1, 337	1, 286	1, 225	1, 215

ク よかよか元気クラブ活動支援事業 (平成28年度、保健予防課)

《事業内容》

誰もが参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、鹿児島よかよか体操・らくらく体操を中心とした 住民主体の活動を推進する。

- ・よかよか元気クラブ(住民主体の通いの場)の普及・拡大
- ・よかよか元気クラブサポーター研修会 (10回、228人)

《実施状況》 (単位:箇所、人)

	年	度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
筃	戸	f	数	178	199	223	242	256
参	加	人	数	3, 023	3,606	3, 862	4, 210	4, 444

ケ 地域リハビリテーション活動支援事業 (平成 29 年度、保健予防課)

《事業内容》

理学療法士等のリハビリテーション専門職が、住民主体の通いの場等における集団及び個別指導を実施するなど、介護予防の取組を支援する。

《実施状況》 (単位:回)

	年	度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実	施	口	数	821	768	920	871	855

コ 一般介護予防(口腔・栄養・運動)複合教室事業(平成30年度、保健予防課) 《事業内容》

高齢期の疾病予防・介護予防等を推進するため、口腔機能向上・栄養改善・運動器機能向上を目的とした複合型教室を実施する。 (単位:箇所、人)

	年		度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実	施	筃	所	数	※ 3	4	4	4	4
実		人		数	44	50	36	63	43
延		人		数	148	175	131	209	144

- ※4箇所の予定だったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため1箇所中止
- (2) 包括的支援事業 (国 38.5%、県 19.25%、市 19.25%、介護保険料 23%、介護保険特別会計: 49,005 千円、一般会計: 758,102 千円)
 - ① 地域包括支援センター運営事業(長寿あんしん課)

《事業内容》

高齢者の介護予防や自立支援のための総合相談支援等を行うとともに、地域共生社会の実現に向けて、障害分野や児童分野など他分野との連携を図る。

《実施状況》 (単位:件、回)

	区	分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		介護予防相談関係	8,582	10,648	13, 110	12, 839	15, 786
介護予防ケアマ	介護予防相 談等	第1号介護予防支援 関係	4,254	3, 826	3, 192	2, 908	2, 393
オジメント業務		指定介護予防支援関 係	174,811	178,497	174,738	174,389	175,519
	第 1 号介護 作成数	が防支援事業ケアプラン	36,570	34,178	32,727	32,313	32,373
	高齢者福祉関	係	9,085	9,483	9,894	9,887	11,234
総合相談支援	介護保険関係	保険関係		34,171	36,260	33,438	38,519
業務	保健、医療関係	Ŕ	16,695	16,921	18,122	15,447	16,830
	その他		19,532	20,241	19,562	18,107	18,773
権利擁護業務	権利擁護相談	等	5,570	6,304	6,090	5,294	6,664
	地域の介護支援 (再掲)	援専門員等への相談支	14,871	15,815	16,819	15,945	18,956
包括的•継続的	地域ケア会議	開催回数	210	200	186	188	184
ケアマネジメント			45	40	23	30	26
支援業務	事例研究会•兔	強会開催回数	219	190	196	185	217
	居宅介護支援 出席回数	事業所等開催会議への	128	107	233	190	147

《6年度 センターごとの実施状況》

区		分	中央	上町	鴨池北	鴨池南	城西	武・田上	谷山北	谷山中央	谷山南
		介護予防相談 関係	315	995	853	1,230	1,253	1,785	1,474	1,564	888
介護予防ケアマ	介護予防 相談等	第1号介護予 防支援関係	106	109	84	129	148	97	386	275	156
ネジメント業務		指定介護予防 支援関係	9,949	12,324	13,216	16,243	11,896	13,751	16,927	13,224	12,722
	第 1 号介	護予防支援事業 作成数	2,089	1,799	2,451	2,664	2,783	2,892	2,190	2,628	2,282
	高齢者福祉	上関係	838	731	591	936	503	841	724	634	715
総合相談支援業	介護保険関	介護保険関係		2,560	2,111	4,297	1,726	3,942	2,446	2,166	2,546
務	保健、医療関係		1,125	744	688	2,892	365	1,544	1,507	931	1,188
	その他		618	1,143	1,205	970	1,538	1,980	1,883	1,459	1,261
権利擁護業務	権利擁護村	目談等	254	303	199	741	338	798	770	368	310
	地域の介記への相談支	雙支援専門員等 支援(再掲)	779	1,026	853	2,013	885	2,082	1,616	1,262	1,311
	地域ケア会	:議開催回数	11	11	9	14	12	12	14	9	10
包括的・継続的ケアマネジメント支	ケースカン 回数(再掲	マファレンス開催	2	2	1	4	1	3	5	0	0
接業務	事例研究: 回数	会•勉強会開催	10	6	2	16	9	13	12	10	10
		支援事業所等開 の出席回数	2	6	0	2	4	4	7	10	8

区		分	伊敷台	西伊敷	吉野	桜島	吉田	郡山	松元	喜入	本部
		介護予防相談 関係	1, 321	1, 195	1,702	194	206	253	262	261	35
介護予防ケアマ	介護予防 相談等	第1号介護予 防支援関係	92	92	266	0	229	0	189	35	0
ネジメント業務		指定介護予防 支援関係	10, 951	12, 244	15, 273	2, 234	4, 515	2, 140	3, 628	4, 282	0
	第 1 号介記 ケアプラング	護予防支援事業 作成数	2, 391	2, 285	3, 199	77	980	440	572	651	0
	高齢者福祉	上関係	904	644	1,677	269	296	349	321	256	5
総合相談支援業	介護保険関	月 係	2, 561	2,878	4, 282	321	1, 370	782	947	655	96
務	保健、医療	呆健、医療関係		982	2, 174	184	478	172	563	519	28
	その他		1,536	1, 167	1,779	468	637	149	481	447	52
権利擁護業務	権利擁護机	目談等	514	330	895	151	153	111	64	359	6
	地域の介記 への相談支	雙支援専門員等 〔援(再掲)	1, 158	1, 368	2, 296	277	725	173	451	627	54
	地域ケア会	議開催回数	11	10	12	8	10	8	10	11	2
包括的・継続的ケアマネジメント支	ケースカン 回数(再掲	ファレンス開催	2	1	1	1	0	0	1	2	0
援業務	事例研究:	会•勉強会開催	9	5	13	8	12	14	11	13	44
	居宅介護る催会議への	支援事業所等開 D出席回数	11	5	19	5	8	5	6	5	40

② 認知症施策推進事業 (認知症支援室)

《事業内容》

認知症の方が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、国の示した「認知症施策推進基本計画」 等に基づく各種取組を実施する。

《事業実績》

- ア 認知症地域支援推進員及び嘱託医の配置
 - a 地域において認知症の方を支援する関係者の連携を図るための取組 推進員による関係機関への訪問、会議出席 197 件 (内訳:介護施設 93、医療機関 19、その他 85)
 - b 病院・介護保険施設等での認知症対応力向上を図るための支援事業(助言者:嘱託医) 事例検討会(対象:認知症対応型共同生活介護) 2回実施
 - c 認知症ケアに携わる多職種協働のための研修事業 (講師:嘱託医)

多職種協働研修会(WEB 開催) 令和7年2月12日(水)~26日(水) 292人視聴

イ 認知症介護の電話相談の設置

(単位:件)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数 (月~金)	141	232	155	180	153

③ 認知症初期集中支援推進事業(認知症支援室)

《事業内容》

認知症の方が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。

《事業実績》 (単位:人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
訪問支援対象者	70	59	53	48	34

④ 生活支援体制整備事業(長寿あんしん課)

《事業内容》

地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援の担い手の養成や地域のニーズと地域資源のマッチングの強化など、地域の多様な関係者等による支援体制の充実を図る。

7年度 生活支援コーディネーターの配置:7人

《事業実績》 (単位:人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
生活支援コーディネーターの配置	4	4	4	4	7

⑤ 在宅医療と介護の連携推進事業(長寿あんしん課)

《事業内容》

地域包括ケアシステムを構築するため、在宅医療・介護の連携推進協議会の開催等により、在宅での医療と介護の連携を推進する。

《実施状況》

- ア 在宅医療・介護連携支援センターの運営
- イ 協議会の開催
- ウ 在宅医療・介護の従事者向け研修会(多職種連携会議)

第1回 令和6年11月27日(水) 9人参加

第2回 令和7年1月16日(木) 68人参加

第3回 令和7年2月6日(木) 63人参加

第4回 令和7年2月13日(木) 99人参加

第5回 令和7年2月20日(木) 93人参加

エ 市民向け講演会 令和6年11月30日(土) 102人参加

⑥ チームオレンジ設置運営支援事業(認知症支援室)

《事業内容》

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるように、認知症の方やその家族、サポーター等が一体となって、地域における交流や見守り支援などを行うボランティア団体を「チームオレンジ」として認定し、運営を支援する。(令和5年8月開始)

《事業実績》

(単位:か所、回、人)

	5年度	6年度
認定チーム数(累計)	3	10
チームオレンジの活動回数	36	126
チームオレンジの参加人数	700	1,590

(7) 認知症おうえんナビ運用事業(認知症支援室)

《事業内容》

認知症に関するクイズや気になる症状の選択等を通じて、適切な相談先の案内や支援事業の申請等に対応する「かごしま市認知症おうえんナビ」を市ホームページ内で運用し、認知症の予防や早期発見等につなげる。

- **(3) 任意事業** (国 38.5%、県 19.25%、市 19.25%、介護保険料 23%、67,514 千円)
 - ① 介護給付適正化事業(介護保険課)

《事業内容》

利用者に適切なサービスを提供できる環境整備を図るために、ケアプランチェック、給付実績の通知(令和 5年度まで実施)、講演会の開催等を行う。

《事業実績》

(単位:回、事業所、件)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ケアプランチェ	検討会開催回数	10	11	11	11	11
ック	指導事業所数	49	46	46	48	47
給付実績の通知 (年1回)	送付件数	26, 759	26, 900	27, 088	27, 500	_
講演会の開催 (年1回)	参加事業所数	285	273	405	430	398

② 家族介護講習会等開催事業(長寿支援課) 【再掲:第3章 高齢者の福祉】 《事業内容》

介護を行っている者等を対象に家族介護講習会や家族介護交流会を実施する。

③ 家族介護慰労金支給事業(長寿支援課) 【再掲:第3章 高齢者の福祉】 《事業内容》

家族介護を継続して支援するため、介護慰労金を支給する。

④ 高齢者見守り支援事業(認知症支援室) 【再掲:第3章 高齢者の福祉】

《事業内容》

在宅の認知症高齢者等が行方不明になるのを防ぐために、位置情報サービス(GPS等)を利用する家族等に加入経費の一部を助成する。

⑤ 成年後見制度利用支援事業 (認知症支援室)

《事業内容》

身寄りのない認知症高齢者等のため、審判の申立てのほか、後見人等報酬の助成を行う。

《事業実績》 (単位:件)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
申立件数	21	32	32	37	52
報酬助成件数	92	101	137	151	161

⑥ 住宅改修支援事業(介護保険課)

《事業内容》

住宅改修費の申請書に添付する理由書の作成業務について支援を行う。

《事業実績》

(単位:件、円)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
支給件数	167	156	160	123	116
支給額	334,000	312,000	320,000	246, 000	232, 000

⑦ 高齢者住宅生活援助員派遣事業(長寿支援課)

《事業内容》

市営住宅及び県営住宅のシルバーハウジングに、社会福祉法人から生活援助員を派遣し、入居者の在宅生活を支援する。

《事業実績》

(単位:箇所、戸)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
施設数	6	6	6	6	6
戸数	153	153	153	153	153

⑧ 介護サービス相談員派遣事業(介護保険課)

《事業内容》

介護サービス相談員が介護サービスの提供の場を訪問し、サービス利用者、家族等の話を聞き、利用者等の 疑問や不満・不安等の解消を図り、介護サービスの質的な向上を図る。

《事業実績》 (単位:箇所)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
実施箇所	0	14	34	197	172	

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月~令和3年11月及び令和4年2月~11月は 活動を休止。

令和4年12月から再開(WEB面談を含む)。

⑨ 認知症オレンジサポーター養成事業(認知症支援室)

《事業内容》

認知症の人や家族を支援するため、認知症サポーター及び認知症等見守りメイトを養成するとともに、認知症介護教室を実施する。

《実施状況》

認知症サポーター養成講座

(単位:回、人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
実施回数	64	70	65	111	87	
養成数	1, 693	2,075	1, 757	3, 097	3, 098	

認知症等見守りメイト登録者数

(単位:人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
累計登録者数	728	745	756	800	850	

認知症介護教室

(単位:回、人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
実施回数	2	2	2	2	3	
参加者数	44	71	100	90	138	

⑩ 認知症おかえりサポート事業(認知症支援室) 【再掲:第3章 高齢者の福祉】 《事業内容》

市LINE公式アカウントを活用し、認知症やその疑いのある行方不明者の情報を協力サポーター(情報提供協力者)に配信することで、行方不明者の早期発見につなげる。また、認知症に関する講座の開催情報等も配信し、地域の見守り活動への理解を深める。

① 認知症オレンジシティ推進事業(認知症支援室)

《事業内容》

認知症の人やその家族を社会全体で支え、誰もが幸せに自分らしく生きることができる地域社会を目指すため、「認知症オレンジシティかごしま」を宣言し、企業との連携による見守り活動を促進するなど、認知症への理解促進等を図る取組を市民・事業者と一体となって進める。

7 低所得者対策

低所得者が介護サービスを利用しやすくするため、また、生活困窮者の救済のため、介護保険料の減額や利用 者負担額の軽減を行う。

(1) 介護保険料の減額

所得段階が第2段階から第5段階で、収入や資産の状況が生活保護基準以下と認められる者の介護保険料を、申請により第1段階相当額に減額する。

(2) 介護保険施設入所者に係る減額

介護保険施設入所者(ショートステイを含む。)の食費・居住費(滞在費)を低所得者に対し減額する。 《事業実績》 (毎年3月末現在) (単位:人)

(1 -)()		()			(,, 4	1 0 / 1 / 1 - 2 - 1 - 2 /		(1 🖾 :) ()	
		3年	F 度	4 [£]	F度	5年	F度	6年	F度
区分(利用者負担段階)		食費	居住費 (滞在費)	食費	居住費 (滞在費)	食費	居住費 (滞在費)	食費	居住費 (滞在費)
	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村 民税非課税者または生活保護受給者	302	302	287	287	294	294	293	293
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税であって合 計所得金額と課税年金収入額+非課税年 金収入額の合計額が80万円以下の者		1,002	920	920	901	902	845	845
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税であって合 計所得金額と課税年金収入額+非課税年 金収入額の合計額が 80 万円超え 120 万 円以下の者	949	942	954	954	978	978	972	972
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税であって合 計所得金額と課税年金収入額+非課税年 金収入額の合計額が 120 万円超えの者		1, 975	2, 008	2,008	1, 926	1, 926	1, 984	1, 984

^{※「}合計所得金額」には「公的年金等に係る雑所得」を含まない

(3) 介護老人福祉施設の旧措置入所者に係る減額

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に平成12年3月31日以前に入所している者のうち、低所得者に対し、利用料及び食費・居住費の減額等を行う。

① 利用者負担 (毎年3月末現在) (単位:人)

Ī	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
I	免除	0	0	0	0	0
	減額	2	1	0	0	0

② 介護老人福祉施設の旧措置入所者に係る食費・居住費の減額

(毎年3月末現在)

(単位:人)

			4 [£]	F 度	5 ^左	F 度		6年	F.度
	区 分(利用者負担段階)		費	居住費 (滞在費)	食費	居住費 (滞在費)	食	費	居住費 (滞在費)
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税 非課税者または生活保護受給者		0	0	0	0		0	0
	世帯全員が市町村民税非課税であって合計所 得金額+課税年金収入額が80万円以下の者		0	0	0	0		0	0
第 3 時間を	世帯全員が市町村民税非課税であって利用者 負担段階第2段階以外の者		0	0	0	0		О	0

(4) 障害者利用者支援措置 (県 3/4 市 1/4、5千円、介護保険課)

障害者施策によるホームヘルプサービスを境界層該当として負担額のなかった者が、介護保険の訪問介護等 を利用した場合、利用者負担額を全額免除する。

(単位:人、円)

区	分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
認定証発行者数		0	0	0	0	0
軽 減			0	0	0	0

(5) 訪問介護等利用者負担助成 (市単独、4,481千円、介護保険課)

65 歳到達前に市の障害福祉サービスを利用していた者等が介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額の 1/2 を助成する。

(単位:人、円)

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
認定証発行者数	184	173	167	164	157
軽 減 額	4, 484, 307	4, 473, 373	4, 291, 648	4, 350, 800	4, 762, 468

(6) 社会福祉法人等による軽減に対する補助 (県 3/4 市 1/4、5,806 千円、介護保険課)

社会福祉法人等が市の認定した低所得者(市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者)に対して利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。

(単位:人、円)

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
確認証発行者数	206	224	189	250	243
補 助 額	4, 505, 071	3, 785, 765	3, 835, 906	4, 372, 880	5, 410, 457

(7) 中山間地域等における利用者負担額軽減 (県 3/4 市 1/4、30 千円、介護保険課)

中山間地域等の小規模事業所加算対象事業所(社会福祉法人等)が、市の認定した低所得者(市町村民税本人 非課税の者)に対して、訪問介護サービスの利用者負担額を軽減した場合、その事業所に対して補助を行う。

(単位:人、円)

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
確認証発行者数	15	14	29	1	0
補 助 額	12, 643	11, 133	15, 853	5, 838	0

(8) 訪問サービス等利用者負担助成 (市単独、596 千円、介護保険課)

市の認定した低所得者(市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者)が、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び福祉用具貸与のサービス(以上、介護予防を含む。)を利用した場合、利用者負担額を助成する。

(単位:人、円)

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
認定証発行者数	34	42	34	48	31
助 成 額	277, 638	415, 447	263, 047	226, 170	217, 660

8 介護保険相談員の設置

介護保険相談員設置事業 (市単独、18,846 千円、介護保険課)

介護保険相談員を介護保険課並びに谷山、伊敷及び吉野の各支所の福祉担当窓口に設置し、介護保険や関連する保健、医療及び福祉に係る相談に応じる。

(単位:件)

					(I I I I I I I I I
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	13, 325	12, 713	12, 604	14, 806	15, 400

9 **介護施設ボランティアポイント事業** (令和 4 年度、県 108 千円、市 103 千円、211 千円、 長寿あんしん課)

市民の介護分野への関心や地域全体で高齢者を支える意識を高めるため、介護保険施設等でのボランティア活動に対し、換金等が可能なポイントを付与する。

(単位:人)

年 度	4年度	5年度	6年度
介護施設サポーター登録者数	1, 350	1, 383	1, 449

10 介護人材確保支援事業 (令和6年度、市単独、2,090千円、長寿あんしん課)

介護人材確保を支援するため、関係団体等と連携し、合同就職説明会や介護職場の魅力発信等にモデル的に取り組む。

《事業内容》

- ①合同就職説明会
- ②介護事業者経営力強化研修(令和5年度の介護事業所経営力強化研修事業を統合)
- ③職場体験

11 認知症オレンジシティ推進計画策定準備事業(令和7年度、国 100%、1,757 千円、

認知症支援室)

「認知症オレンジシティ推進計画」の策定に向け、認知症の人とその家族の意見を反映するため、個別の聞き取り調査を行うとともに、本人ミーティング・家族交流会を開催する。

第2章 後期高齢者医療

1 後期高齢者医療制度 (平成 20 年 4 月)

《目的》

国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、後期 高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の 推進を図る。

《被保険者》

75歳以上の者及び65歳から74歳で一定の障害があり、広域連合の認定を受けた者。

《運営主体》

都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合 (鹿児島県後期高齢者医療広域連合)

《医療の給付》

現物給付 保険医療機関で受けた入院、外来、訪問看護など

現金給付 一般診療、治療用装具、はり・きゅう、高額療養費など

《自己負担割合及び自己負担限度額》

自己負担割合	所得区分		外来のみ (個人単位)	入院+外来 (世帯単位)		
		課税所得 690 万 円以上(Ⅲ)	252,600 円+(医療費-842,000 円) × 1 % (140,100 円)※3			
3割	現役並み 所得者	課税所得 380 万 円以上(Ⅱ)	167, 400 円+(医療費-558, 000 円) × 1 % (93, 000 円)※ 3			
		課税所得 145 万 円以上(I)	80, 100 円+(医療費-267, 000 円)×1% (44, 400 円)※3			
2割	一般Ⅱ		18,000 円 ※ 4 (144,000 円) ※ 2	57,600 円 (44,400 円) ※1		
a ctal	一般 I		18,000 円 (144,000 円) ※2	57,600 円 (44,400 円) ※1		
1割	低	所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円		
	低所得者 I		(144,000円) ※2	15,000円		

- ※1 過去12ヶ月間に3回以上高額療養費(世帯単位)の支給があった場合の4回目以降の限度額
- ※2 年間上限額(8月から翌年7月までが対象)
- ※3 過去 12 ヶ月間に 3 回以上高額療養費の支給があった場合の 4 回目以降の限度額
- ※4 令和7年9月30日までは、18,000円または6,000円+(医療費-30,000円)×10%の低い方を適用(医療費が30,000円未満の場合は30,000円で計算)

《入院時食事代の標準負担額(令和7年4月~)》

所 得 区 分		一般病床	療養病床 ※4		
		1食当たり	1食当たり	1日あたりの居住費	
現征	殳並み所得者、一般	510円※2	510円※3		
低配组老π	90 日までの入院	240 円	240 円	370 円	
低所得者 II 90 日を超える入院 ※1		190 円	240 円	(難病患者は0円)	
低所得者 I 老齢福祉年金受給者		110 M	140 円		
		110円	110 円	0 円	

- ※1 長期入院は申請月から過去12か月のうち低所得者Ⅱの認定を受ける入院日数が91日以上の者
- ※2 国が指定する難病患者等の負担額は300円 ※3 一部の医療機関では470円
- ※4 入院医療の必要性の高い状態が継続する患者や回復期リハビリテーション病棟に入院している 患者の食事代は一般病床と同額

《保険料》

保険料は県内一律で、広域連合が決定し、市町村が徴収する。

保険料 (年額) = 均等割額 (59,900 円) +所得割額 (前年の総所得金額等-基礎控除額) × 所得割率 (11.72%) }

《保険料の軽減》

一定の所得以下の方は均等割額が軽減される。

《保険料の徴収》

- ① 特別徴収 年金額年額18万円以上の方は年金から原則として天引きされる。
- ② 普通徴収 7月から翌年3月までの9期に分けて納付書又は口座振替で納付する。
- 2 後期高齢者長寿健診事業 (平成 20 年 4 月、国、広域連合、市で費用負担 168, 453 千円、 長寿支援課)

《目 的》

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に糖尿病や高血圧性疾患などの生活習慣病等を早期発見するために 「長寿健康診査」を行う。

《対象者》

本市の後期高齢者医療制度の被保険者

《実施方法》

- ① 集団健診(市内の小・中学校・公民館等)
- ② 個別健診(市内の医療機関)
- 3 後期高齢者保健事業 (平成 20 年度、広域連合、市で費用負担 100, 289 千円、長寿支援課)
- (1) はり・きゅう施設利用補助

《目的》

鹿児島市指定の療院で、はり・きゅうの治療を受ける場合に補助する。

《対象者》

本市の後期高齢者医療制度の被保険者

《補助額》

1回につき1,100円(1年度60回までとし利用券を交付、申請月により回数は異なる。)

(2) 人間ドック、脳ドック利用に対する補助

《目 的》

鹿児島市指定の医療機関で人間ドック、脳ドックを受ける場合に補助する。

《対象者》

本市の後期高齢者医療制度の被保険者(前年度の受診者を除く。)

《補助額》

検査費用の半額(消費税は自己負担。上限2万円)